

選挙区及び議員定数のあり方に関する
研 究 結 果 報 告

平成 28 年 6 月 10 日
長野県議会選挙区・定数研究会

目 次

1	研究会設置の経過	1
(1)	平成27年改選前	1
(2)	平成27年改選後	2
2	研究の進め方、開催状況	2
(1)	研究の進め方	2
(2)	研究会の開催状況	3
3	論点整理	5
(1)	総定数	5
(2)	1票の格差	7
(3)	選挙区	9
4	まとめ	10

[参考資料]

- 1 選挙区・定数に関する議論の方向性について
- 2 会議資料 <略>
 - (1) 第1回研究会資料（平成27年10月9日開催）
 - (2) 第2回研究会資料（平成27年12月8日開催）
 - (3) 第3回研究会資料（平成28年2月8日開催）
 - (4) 第4回研究会資料（平成28年3月10日開催）
 - (5) 第5回研究会資料（平成28年3月14日開催）
 - (6) 第6回研究会資料（平成28年6月10日開催）

1 研究会設置の経過

(1) 平成27年改選前

平成23年7月から平成26年2月にかけて、選挙区及び議員定数のあり方を研究した前回の選挙区・定数研究会（以下「前研究会」という。）では、平成23年国勢調査の結果等を踏まえ、総定数、格差、選挙区等の論点整理、具体的な試算等について研究を行うとともに、国における公職選挙法の改正の動向を踏まえ、平成24年10月及び平成26年2月の2回、議長に対し報告を行った。それぞれの報告の概要は次のとおり。

ア 平成24年10月報告の概要

中山間地域や過疎地域が多く、他の都道府県と比べ市町村合併が進まず、面積の広い本県において、多くの県民の声を一層県政に反映させるために、定数及び選挙区は、現行の公職選挙法上では現状どおりでやむを得ない。

なお、公職選挙法の改正が行われた際は、改正の趣旨等をしっかり踏まえ、改めて十分な検討を行う必要がある。

イ 平成26年2月報告の概要（平成25年12月の公職選挙法の一部改正を受け検討）

(ア) 次期改選に向けた選挙区の扱い

次期改選（通例では平成27年4月予定）の選挙区は、次に集約された2つの意見を勘案して、現行どおりとし、選挙区の変更は行わない。

a 今回の法改正では、多様な選挙区の実現が可能となったため、民意を反映させるための選挙区の設定については、県民や市町村等に対し改正の趣旨を丁寧に説明し、十分理解いただいた上で、各地域の意向を調査するなど、慎重かつ十分に検討する必要がある。

しかしながら、次の改選に向けて選挙区等の検討を行うことは、条例改正の周知期間を勘案すると、十分な検討時間がとれないことから困難であり、現行の選挙区でやむを得ない。

b 本県は県民の選択により全国と比べ市町村合併が進められず、市町村数は北海道に次いで多く、郡及び村の数は全国最多となっている。

このような状況の中で、本県の郡市を単位とした現行の選挙区は、歴史的な政治風土や文化が根付いており、選挙区を変更するためには、過疎地域や小規模町村等に住む県民の意見を丁寧に聴くなど、慎重に検討すべきである。

(1) 次々期の改選に向けた対応

次々期の改選（通例では平成31年の予定）の対応については、地域や社会状況の変化等を踏まえ、次期改選後の議員により改めて検討することが適当である。

(2) 平成27年改選後

前研究会における検討結果を踏まえ、平成27年9月の各会派代表者との打合せ会議において、西沢正隆議長（当時）から選挙区及び議員定数のあり方を検討していくことについて協議を求められ、これを受けて全会派一致により「長野県議会選挙区・定数研究会」（以下「本研究会」という。）の設置が決定された。併せて、委員定数を11名とすること、会派別の委員構成はドント方式によること、無所属議員のオブザーバー出席を認めること等が決まった。

そして、各会派から選出された委員11人及びオブザーバー1人により平成27年10月から平成28年6月まで計6回の研究会を開催した。

なお、本研究会の構成は次のとおりである。

会 長	古田 英士
副 会 長	高橋 宏
委 員	服部 宏昭、萩原 清、平野 成基、今井 敦、小林 東一郎、 荒井 武志、宮澤 敏文、太田 昌孝、小林 伸陽
オブザーバー	今井 正子

2 研究の進め方、開催状況

(1) 研究の進め方

本研究会では、選挙区及び議員定数に関する法令、平成27年国勢調査（同年10月1日現在）の結果速報、全国の状況等を確認しながら、各会派や委員の意見を出し合い、論点の整理をした。

その後、県土が広く、町村数が多い本県の特性を踏まえて、県民の意見をより県政に反映させるための本県にふさわしい選挙区及び議員定数のあり方について研究を深め、論点に対する方向性をとりまとめた。

(2) 研究会の開催状況

○ 第1回 平成27年10月9日

【内容】

- ・ 研究会の運営方法・進め方等を確認した。
- ・ 平成25年12月11日公布の公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号。以下「改正公選法」という。）の内容について事務局から説明した。

○ 第2回 平成27年12月8日

【内容】

- ・ 選挙区、議員定数、見直し検討等の都道府県別の状況について事務局から説明した。
- ・ 研究会の論点を「総定数」「1票の格差」「選挙区」とし、それぞれの論点について各会派の考え方をまとめるよう会長から依頼した。

【委員からの主な意見等】

- ・ 論点は、「飛び地」等に絞り込むべきではないか。
- ・ 選挙区、議員定数を検討する際には、本県の市町村の状況、県土の広さ等も考慮すべきである。
- ・ 市町村への意見聴取等も必要となることから、特別委員会を設置して検討を進めるべきである。

○ 第3回 平成28年2月8日

【内容】

- ・ 平成27年国勢調査の結果速報（平成28年1月13日公表）について情報政策課統計室から説明があった。
- ・ 平成27年国勢調査の速報値に基づく選挙区の状況について事務局から説明した。

【委員からの主な意見等】

- ・ 速報値の人口によれば、1票の格差が平成27年改選時の2.20から拡大する状況であることについての確認があった。
- ・ 改正公選法の内容及び本研究会の活動について、市町村に十分周知する必要がある。

○ 第4回 平成28年3月10日

【内容】

- ・ 「総定数」「1票の格差」「選挙区」の3つの論点について、各会派から意見の報告があった。
- ・ 改正公選法の内容及び本研究会の活動の周知のため、改正公選法や平成27年国勢調査の速報結果に関連する研究会資料を、市町村長及び市町村議長あて送付したことを事務局から報告した。

【委員からの主な意見等】

- ・ 各会派からの意見には共通性があることから、会長が早期に研究会の意見のとりまとめ案を作成して示すべきではないか。
- ・ 「飛び地」や「1人区」が存する本県議会の選挙区の状況は、現行の公職選挙法等の関係法令に照らして違法状態にないことについて確認があった。
- ・ 選挙区及び議員定数を検討する際には、将来の人口減少の状況等も勘案しながら、中長期的な視点を持って検討をしていく必要がある。
- ・ 研究会は、選挙区及び議員定数の見直しに関する一定の方向性を見出すのが役割であり、個別・具体的な検討は特別委員会の段階で実施すべきである。
- ・ 1人区については、いわゆる「死に票」が多いのが共通の課題になっていることから、解消に努めるべきである。

○ 第5回 平成28年3月14日

【内容】

- ・ 「総定数」「1票の格差」「選挙区」の3つの論点について、各会派からの意見を会長がとりまとめ、研究会としての総意を確認したところ、委員からの了承が得られた。[参考資料1参照]
- ・ 議長の交代も想定して、現時点での検討状況について、西沢議長(当時)に報告することとした。

【委員からの主な意見等】

- ・ 会長が示した論点のとりまとめが妥当な線である。
- ・ 総定数については、他の都道府県と比べて特別多くはなく、県民の声を反映させる県議会議員の役目も考えて、まずは削減ありきだと決めつけず、しっかり議論をすべきである。
- ・ 1票の格差については2倍以内にこだわらず、面積や過疎地域のことも考慮し、可能な限り縮小していく方向で考えるべきである。
- ・ 西沢議長(当時)からの依頼によりこの研究会が設置されたので、西

沢議長の在任中に研究会の研究状況について報告すべきである。

- ・ 選挙区見直しの検討に当たっては、シミュレーションを行ってたたき台を作成し、県民や市町村が受け入れられるか検討していく必要がある。
- ・ 県民を巻き込んで議論を進めていくために、市町村等の意見をしっかりと聞いていく必要がある。
- ・ 市町村の意見を聞くためには現地調査が必要で、そのためには法的な根拠のある特別委員会の設置が適当である。
- ・ 特別委員会設置の議論を深めてもらうことについて現議長に報告し、次の議長に申し送りしてもらうことが適当である。

○ 議長へ検討状況の報告 平成28年3月14日[参考資料1]

- ・ 「総定数」「1票の格差」「選挙区」の3つの論点について、研究会での検討状況をまとめた「選挙区・定数に関する議論の方向性について」を古田会長から西沢議長（当時）に提出した。この際、会長から選挙区及び議員定数の見直し結果について十分な周知期間をとることができるよう、早期の特別委員会設置の検討の必要性についても言及した。

○ 第6回 平成28年6月10日

【内容】

- ・ 本研究会の報告書について、会長案を示し、協議をしたところ、案のとおりとすることが決定された。
- ・ 上記について、研究会の正副会長から正副議長に対し、次期定例会の開会日（平成28年6月16日）に報告することが了承された。
- ・ 報告にあわせて、本研究会の総意として、次期定例会での特別委員会設置を申し添えることについて、合意を得た。
- ・ 今回をもって、研究会を閉じることについて了承を得た。

【委員からの主な意見等】

- ・ 今後検討を進めるに当たって、市町村等からの意見聴取をしっかりと行っていく必要がある。

3 論点整理

(1) 総定数

ア 現状

- ・ 都道府県議会議員の総定数は、地方自治法第90条第1項の規定により、

各都道府県が条例により定めることとなっている。

- 本県の人口は、平成27年国勢調査の速報結果によれば、2,099,759人となっており、前回（平成22年）の国勢調査確定値に比べ52,690人減少している。
- 現行の総定数は、平成15年改選前に行われた条例改正において4人減員して以来58人となっており、平成27年改選期で比較すると、全国で多い方から15番目となっている（人口の順位では多い方から16番目）。
- 議員1人当たりの指標について、議員定数を現行の58人として試算すると、人口では36,203人、面積では234km²となっている。

[推移・現状]

選挙 時期	国勢調査人口			議員定数		議員1人 当たり人口
	調査年	人数	増減		増減	
H3	H2	2,156,627	19,700	62	0	34,784
H7	H2	2,156,627	0	62	0	34,784
H11	H7	2,193,984	37,357	62	0	35,387
H15	H12	2,215,168	21,184	58	※ △4	38,193
H19	H17	2,196,114	△19,054	58	0	37,864
H23	H22	2,152,449	△43,665	58	0	37,111
H27	H22	2,152,449	0	58	0	37,111
(現状)	H27(速報)	2,099,759	△52,690	58	0	36,203

※ 行政改革や他県の減員等の状況を勘案して4人減とした。対象選挙区は、東筑摩郡、上水内郡・大岡村、長野市、松本市で、各1人を減。

イ 各会派の意見

各会派からは、「1票の格差や選挙区について検討する中で総定数を検討すべき」との意見が大勢を占めた。

それに加え、「地域の声や公職選挙法の改正も踏まえるべき」との意見もあった。

ウ 論点に関する考え

上記イの各会派からの意見を踏まえ、研究会において次のとおり考えをまとめた。

総定数

「総定数」については、まずは削減ありきではなく、本県の広い面積や市町村数が多いという特性も踏まえながら、検討していかなければならない。

そのためには、地域の声を聞くとともに、公職選挙法の改正も踏まえて、1票の格差の縮小や選挙区の見直しを進める中で総定数について、検討していくべきである。

(2) 1票の格差

ア 現状

- ・ 平成27年改選（4月12日執行）における議員1人当たり人口は、最少が東筑摩郡選挙区の23,261人（平成22年国勢調査確定値）、最多が諏訪市選挙区の51,200人（同）となっており、その格差は2.20であった。全国では格差の小さい方から31番目となっている。
- ・ 平成27年国勢調査（同年10月1日現在）の速報値に基づき、現行の選挙区（26区）・定数（58人）で議員1人当たり人口を試算すると、最少が上水内郡選挙区の22,210人、最多が諏訪市選挙区の50,163人となっている。その結果、格差は2.26となり、平成27年改選時に比べ拡大している。
- ・ 平成19年改選時の選挙区見直しにより1.94となった格差は、その後は各選挙区の人口の増減や市町村合併等の影響もあって、拡大している。
- ・ 各選挙区における議員の数は、公職選挙法により、原則として人口比例が適用されることとなっている（公職選挙法第15条第8項）。

全国では、人口比例原則を基本としつつ、特別な事情により選挙区の定数調整を行っている都道府県もあるが、本県では、これまで人口比例原則を厳格に適用してきている。

[推移・現状]

選挙時期 (国勢調査)	議員 1 人当たり人口の 最も多い選挙区 A		議員 1 人当たり人口の 最も少ない選挙区 B		最大格差 A/B
	年	選挙区名	人数	選挙区名	
H3 (H2)	諏訪市	52,464	上高井郡	18,910	2.77
H7 (H2)	〃	〃	〃	〃	〃
H11 (H7)	茅野市	52,807	東筑摩郡	27,212	1.94
H15 (H12)	上水内郡・大岡村	54,872	下高井郡	26,023	2.11
H19 (H17)	諏訪市	53,240	飯山市・下水内郡	27,448	1.94
H23 (H22)	諏訪市	51,200	東筑摩郡	23,261	2.20
H27 (H22)	〃	〃	〃	〃	〃
(現状) (H27速報)	諏訪市	50,163	上水内郡	22,210	2.26

※最大格差については小数点以下第3位を四捨五入している。

イ 各会派の意見

各会派とも格差縮小の方向で検討すべきという点で一致した。

なお、縮小の程度については、「可能な限り格差の縮小に努める」との意見と「2倍以内に収まるように努めるべき」との意見があった。

ウ 論点に関する考え

上記イの各会派からの意見を踏まえ、研究会において次のとおり考えをまとめた。

1票の格差

本県議会議員の選挙区に関する1票の格差は、現行の各選挙区別の定数に基づき、最大の選挙区と最小の選挙区を比較すると、平成22年の国勢調査の際は2.20倍であったが、平成27年の国勢調査の速報値で、2.26倍に拡大している状況にある。

都道府県議会議員の1票の格差が、どの程度であれば許容されるのかという問題はあるが、衆議院の小選挙区においては2倍という司法判断がある。

このため、2倍というのは一応の基準ではあるが、可能な限り、格差の縮小に努めていくべきである。

(3) 選挙区

ア 現状

- 改正公選法により、都道府県議会議員の選挙区は、①一の市の区域、②一の市の区域と隣接する町村の区域、③隣接する町村の区域を合わせた区域によるとされた。これにより、選挙区は、改正前には郡・市単位で設定されることとされていたが、改正後には市町村単位で設定されることとなった。(公職選挙法第15条第1項)
- 選挙区数は、平成19年改選前に行われた条例改正において4区減らして以来26区となっている。全国では選挙区数の多い順から14番目となっている。
- 改正公選法の施行日(平成27年3月1日)の前日までに設定されている飛び地の選挙区については、区域の変更がない限り、経過措置として改正公選法施行後も一の選挙区として認められている。(改正公選法附則第3条)
- 「飛び地」については、平成19年改選前に行われた条例改正により7から5に減少し、全選挙区数に占める割合は19.2%となっている。全国では全選挙区数に占める割合が最も大きくなっている。
- 「1人区」については、平成19年改選前に行われた条例改正により17から11に減少し、全選挙区数に占める割合は42.3%となっている。全国では全選挙区数に占める割合が大きい方から16番目となっている。

[推移・現状]

選挙時期	選挙区数	備考
H 3	31	(*1) 議員1人当たり人口の格差を解消するため、上高井郡と須坂市の合区により △1 (*2) 市町村合併の状況や飛び地、一人区の解消を考慮して検討した結果、次のとおり合区等を行い △4 ※小県郡と上田市の合区により △1 ※諏訪郡を下諏訪町と富士見町及び原村に分け 岡谷市と下諏訪町を合区 } △1 茅野市と富士見町を合区 } ※北佐久郡と佐久市の合区により △1 ※千曲市と埴科郡の合区により △1 ※中野市と下高井郡の合区により △1 ※東御市選挙区の新設により +1
H 7	31	
H 11	30 (*1)	
H 15	30	
H 19	26 (*2)	
H 23	26	
H 27	26	

イ 各会派からの意見

各会派からは、「地域の実情を聞きながら検討すべき」、「飛び地の解消を優先して区割りの見直しに着手すべき」、「一人区、飛び地についてはできる限り、解消できるよう努めるべき」、「県土が広く、議員一人当たりの面積も上位にあることから、地域事情も加味しなければならない」といった様々な意見が出された。

ウ 論点に関する考え

上記イの各会派からの意見を踏まえ、研究会において次のとおり考えをまとめた。

選挙区

本県には、5つの「飛び地」の選挙区と、11の「1人区」があるが、飛び地も1人区も特段の違法なものではなく、本県の現状の選挙区は、公職選挙法に照らしても適法である。

そのうえで、「1票の格差」の縮小を検討していく中では、その方策として「飛び地」や「1人区」が解消できる場合も考えられることから、地域の声を聞く中で、また、将来的な人口の状況なども勘案する中で、どのような選挙区の設定が有権者の意見を最も反映できるのかを考えていくべきである。

4 まとめ

本研究会においては、選挙区及び議員定数のあり方について研究を重ね、この間3つの論点について、各会派からの意見も踏まえ、上記のとおり一定の検討の方向性をまとめたところである。

今後、選挙区及び議員定数の見直しについて、より具体的な検討を行い、結論を得るためには、本年10月に公表が予定されている平成27年国勢調査の確定値を基に、市町村等の意見を聞きながら、さらに議論を深めていく必要がある。

このためには、法的根拠を有し、権限と責任を持った専門的な機関に検討を委ねることが適切であることから、県議会に選挙区等調査のための特別委員会を設置し、県民への十分な周知期間も考慮しつつ、下記の3項目を踏まえて早期に検討を行い、本県議会としての結論を出すことが適当である。

(1) 総定数

「1票の格差の縮小」や「選挙区の見直し」を進める中で検討すべきである。

(2) 1票の格差

格差が拡大していることに鑑み、可能な限り、格差の縮小に努めていくべきである。

(3) 選挙区

「1票の格差の縮小」を検討していく中で、「飛び地」や「1人区」の解消ができる場合も考えられることから、地域の声や将来人口の状況も勘案しながら、有権者の意見の反映という観点から選挙区の設定について考えていくべきである。

選挙区・定数に関する議論の方向性について

平成 28 年 3 月 14 日

長野県議会選挙区・定数研究会

会長 古田 芙士

○総定数

「総定数」については、まずは削減ありきではなく、本県の広い面積や市町村数が多いという特性も踏まえながら、検討していかなければならない。

そのためには、地域の声を聞くとともに、公職選挙法の改正も踏まえて、1票の格差の縮小や選挙区の見直しを進める中で総定数について、検討していくべきである。

○ 1 票の格差

本県議会議員の選挙区に関する 1 票の格差は、現行の各選挙区別の定数に基づき、最大の選挙区と最小の選挙区を比較すると、平成 22 年の国勢調査の際は 2.20 倍であったが、平成 27 年の国勢調査の速報値で、2.26 倍に拡大している状況にある。

都道府県議会議員の 1 票の格差が、どの程度であれば許容されるのかという問題はあるが、衆議院の小選挙区においては 2 倍という司法判断がある。

このため、2 倍というのは一応の基準ではあるが、可能な限り、格差の縮小に努めていくべきである。

○選挙区

本県には、5つの「飛び地」の選挙区と、11の「1人区」があるが、飛び地も1人区も特段の違法なものではなく、本県の現状の選挙区は、公職選挙法に照らしても適法である。

そのうえで、「1票の格差」の縮小を検討していく中では、その方策として「飛び地」や「1人区」が解消できる場合も考えられることから、地域の声を聞く中で、また、将来的な人口の状況なども勘案する中で、どのような選挙区の設定が有権者の意見を最も反映できるのかを考えていくべきである。